

承継手続き手順マニュアル

本マニュアルは、医療機関コードが変更になる場合、必要なお手続きの手順が記載されております。

※手続きを行わないと、オンライン資格確認が使用できなくなってしまうため、必ず行ってください。

【11/21 追記 手順が変更になったようです 】

下記2つのお手続きが必要です。

- ① ポータルサイトから承継手続きを行う
(※必ず本マニュアル6ページの、「承継先医療機関コードでの閲覧を希望します」を選択してください)
- ② ポータルサイトから2通目のメール(マスタアカウント情報発行のお知らせ)が届き次第、新しい電子証明書を発行を行う

目次

1 : 医療機関等向けポータルサイトにログイン	2
2 : 承継手続き	3
3 : ポータルサイトから2通メールが届く	7
4 : 新しい電子証明書の発行申請	7

1：医療機関等向けポータルサイトにログイン

1-1

医療機関等向け総合ポータルサイトにアクセス（新サイト:2024/3/25 にリニューアル済み）

[【https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm】](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm)

登録したメールアドレスとパスワードを入力し、ログインします。

新サイトへ初めてログインする際には、パスワードの再設定が必要となります。

（いままで使用していたパスワードが基準に合えばそのまま使用することもできるが、パスワード基準が変わったため、再設定は必ず必要）

医療機関等向け総合ポータルサイト

このサイトは、オンライン資格確認システムや電子処方箋管理サービスに係る情報や導入に係るお知らせ、各種手続（利用申請・補助金申請等）を行うための総合ポータルサイトです。



重要なお知らせ

【お知らせ】メンテナンスに伴うオンライン資格確認等システムの資格確認（資格確認履歴照会機能）が接続しにくくなる時間帯について

管理番号27・4200 表示・2日前・★★★★☆

【重要】医療機関等向け総合ポータルサイトの運用再開について

管理番号40・7001 表示・3日前・★★★★☆

【重要】医療機関等向け総合ポータルサイトへの移行後における初回ログインについて

管理番号10・2000 表示・3日前・★★★★☆

初めてログインされる方は、こちらの初回ログインからパスワードの再設定をお願いします。



新規ユーザー登録はこちら

初めてご利用になれる方はこちらから



ログインはこちら

すでにアカウントをお持ちの方はこちらから

●ログインはこちら

以下に該当する場合、パスワード再設定を行っても通知メールが届きません。新規ユーザー登録が必要となります。

- ①仮アカウントからメールアドレスを更新していない（末尾が「@01」～「@48」のいずれか）
- ②旧ポータルで登録したメールアドレスに誤りがある
- ③に該当される方は、トップページの「新規ユーザー登録はこちら」をクリックし、ユーザー登録を行ってください。

仮アカウントからメールアドレスを更新しているにもかかわらずパスワード再設定後に通知メールが届かない方は、②に該当している可能性があります。

その場合、トップページの「新規ユーザー登録はこちら」をクリックし、ユーザー登録を行ってください。

ユーザー登録でもエラーとなる場合は、コールセンターまでお問い合わせください。

ログイン

ユーザー名

パスワード

パスワードの再設定

ログイン

再設定した総合ポータルサイトのログイン ID（メールアドレス）とパスワードを入力

アカウントがありませんか？ 新規登録はこちら

2：承継手続き

2-1

「医療機関等を新設・廃止・コード変更される方はこちら」をクリックします。

(全トピックを参照)

新規ユーザー登録はこちら
初めてご利用になられる方はこちらから

ログインはこちら
すでにアカウントをお持ちの方はこちらから

医療機関等を新設・廃止・コード変更される方はこちら

お知らせ

よくある質問

お問い合わせ先

2-2

「コードを変更される方はこちら」をクリックします。

医療機関等を新設・廃止・コード変更される方は こちら

更新者：管理者90 • 4 か月前 • 表示回数：68761 • ★★☆☆☆

医療機関等の新設

新設される方はこちら

医療機関等の廃止

廃止される方はこちら

医療機関等のコード変更（承継）

コード変更される方はこちら

2-4

医療機関等コードを変更される方(承継申請)の概要が表示されます。
内容をご一読いただき、サイト下部から利用申請手続きを進めてください。

KB0011051

医療機関等コードの変更をされる方(承継申請)

▲ 更新者: 管理者95 • 13 日前 • 表示回数: 39588 • ★★★★★

目次

- 承継申請にかかる概要について
 - 医療機関等向け総合ポータルサイトにおける承継とは
- 承継申請を行う場合について
- アカウント情報の変更について
- オンライン資格確認に係る利用申請の引継ぎについて
- 申請方法について
- オンライン資格確認システムに接続するためのアカウント(利用申請情報)の切り替えについて
- 取りまとめ者による一括承継申請について

【オン資】利用開始・変更申請
ページが表示されますので、下に
スクロールします。

承継申請にかかる概要について

医療機関等向け総合ポータルサイトにおける承継とは

顔認証付きカードリーダーの所有権、オンライン資格確認関係補助金の申請権等、承継元機関のオンライン

- 1 承継先は、承継元からアカウント情報の引き継ぎを受け継ぎます。
※承継申請は双方の合議の元お手続きいただきます。
- 2 承継先は、引き継がれたアカウントを用いてポータルサイトにログインし、今後使用するアカウントに変更願います。(なお、継続利用の場合、アカウント変更は不要です。)
③アカウント変更により承継元はログインが出来なくなります。
- 3 承継先は、前2のアカウントでポータルサイトにログインし、承継申請(オン資システム利用申請の引継ぎの選択を含む。)を行います。
⑤支払基金にて、承継申請の確認後、オン資システム利用申請の引継ぎ処理を行います。
- 4 承継申請の確認完了後、支払基金から承継先に承認メールを送信します。(※オン資利用申請の引継ぎは未完了です。)
⑦当該メールが届きましたら、承継先医療機関・薬局としてポータルサイトから各種申請を行うことが可能となります。
- 5 オン資システム利用申請の引継ぎ処理完了後、支払基金から承継先に完了メールを送信いたします。
⑧当該メールにてご案内するお手続きにより、オンライン資格確認システムの利用が可能となります。

<各種様式>

様式名	更新日	版
承継申請 手順書	2024/3/25	1.00

<申請>

承継申請へ進む。

保険医療機関等承継届出フォームが表示されますので、必須項目を全て入力してください。

保険医療機関等承継届出

●承継（医療機関等コードの変更）

承継とは、親から子へなど、保険医療機関等の設備等を引継ぎ、実質の診療体制等を継続することを指しています。また、チェーン薬局などにおいて、駅の西口にあった店舗を東口に移転するなどし、実質の調剤体制等を継続すること等を指します。承継の詳細についてはこちらの記事をご覧ください。⇒[解説記事はこちら](#)

●注意

- ・承継元で利用申請をしていない（マスタアカウントを取得していない）場合は「オンライン資格確認の利用申請状況」は「いいえ」が自動的に選択されます。
- ・「承継」に該当しないにもかかわらず虚偽の申請を行うなどした場合は、顔認証付きカードリーダーの提供に要した費用相当額及び補助金の全部又は一部を支払基金に返納させることがあります。

* 必須

* 承継届出の同意

「同意」にチェックを入れる

* 承継先の保険医療機関等の開設年月日

2023-08-01

医療機関の開設年月日を選択

* 承継先の都道府県所在地

13：東京都

都道府県を選択

* 承継先の点数表

- 1：医科
- 3：歯科
- 4：調剤
- 6：訪問看護ステーション

「歯科」を選択

* 承継先の医療機関等コード（7桁）

0000000


新しい医療機関コード・
医療機関名称・開設者名を入力
（変わらない項目は現在と同じものを入力）


* 承継先の医療機関等名称

オペテック歯科医院

* 承継先の開設者名

オペテック 太郎

*承継先の郵便番号 

ハイフン無し半角数字7桁でご入力ください 

1030025


住所検索


*承継先の所在地

東京都中央区日本橋茅場町2-16-12 トータスビル

*承継先の所在地カナ

トキヨウトチウケニシハシカバノチウ2-16-12 トータスビル

*承継先の電話番号 

ハイフン無し半角数字でご入力ください 

05058100744

*承継先の担当者

オプテック 太郎

*承継理由

B : 法人化・個人化

承継理由を選択

(承継理由) でその他を選択した方

*オンライン資格確認の利用申請状況 (申請状態に応じて自動入力され)
※承継元医療機関等が、オンライン資格確認の利用申請をしている場

- はい
 いいえ

※※※必ず「はい」を選択

※いいえをクリックすると、承継手続き後、
これまでレセコンに取り込んだ患者様の資格
情報が削除されてしまいます。

上記で「はい」を選択された方 (既に利用申請をされている方)

- はい、承継先医療機関等コードでの閲覧を希望します (※1)
 いいえ、承継先医療機関等コードでの閲覧を希望しません (※2)

※1 : 現在、承継元医療機関等で使用しているマスタアカウントの管理下にあるアカウント情報、照会番号情報及び資格確認履歴を引き継ぎます。

※2 : 現在、承継元医療機関等で使用しているマスタアカウントの管理下にあるアカウント情報、照会番号情報及び資格確認履歴を引き継がないため、新規でオンライン資格確認利用申請を実施いただく必要があります。

2-6

画面右上の「送信」ボタンをクリックして、画面の指示に沿って承継手続きを完了させてください。

保険医療機関等承継届出

- 承継（医療機関等コードの変更）
承継とは、親から子へなど、保険医療機関等の設備等を引継ぎ、実質の診療体制等を継続することを指しています。また、チェーン薬局内などにおいて、駅の西口にあった店舗を東口に移動するなどし、実質の調剤体制等を継続すること等を指します。承継の詳細についてはこちらの記事をご覧ください。⇒[解説記事はこちら](#)
- 注意
・承継元で利用申請をしていない（マスタアカウントを取得していない）場合は「オンライン資格確認の利用申請状況」は「いいえ」が自動的に選択されます。
・「承継」に該当しないにもかかわらず虚偽の申請を行うなどした場合は、顔認証付きカードリーダーの提供に要した費用相当額及び補助金の全部又は一部を支払基金に返納させることがあります。

送信

必須情報

3 : ポータルサイトから2通メールが届く

1通目:承継手続き完了のメール

2通目:マスタアカウント情報発行完了のメール(1通目のメールから約2週間後)

2通目のメールが届き次第、ポータルサイトから新しい電子証明書の発行を行ってください。

4 : 新しい電子証明書の発行申請

4-1

ポータルサイトにログイン後、

トップページの「オンライン資格確認 オンライン請求」をクリックします。

オンライン資格確認システムのメニューから、「オンライン資格確認・オンライン請求」を選択します。



4-2

メニュー内の「オンライン資格確認・オンライン請求の各種申請について」をクリックして、「オンライン資格確認の申請はこちら」を選択し、次に進みます。

メニュー

はじめに
概要について
知りたい方はこちら

導入・運用
導入・運用について
知りたい方はこちら

手順書・マニュアル
手順書・マニュアルについて
知りたい方はこちら

利用申請
利用申請について
知りたい方はこちら

補助金
補助金について
知りたい方はこちら

お知らせ
お知らせについて
知りたい方はこちら

よくある質問
FAQについて
知りたい方はこちら

オンライン資格確認・オンライン請求の各種申請について
各種申請はこちら

オンライン資格確認・オンライン請求の各種申請について

■ 更新日: 管理番号90・目 5 日前・● 閲覧数: 48273・★★★☆☆

・オンライン資格確認に関する各種申請を実施していただくには下記ボタンをクリックしてください。

オンライン資格確認の申請はこちら

・オンライン請求に関する各種申請を実施していただくには下記ボタンをクリックしてください。

オンライン請求の申請はこちら

4-3

「電子証明書発行申請」を選択し、次に進みます。

カテゴリ

- オンライン資格確認
- 訪問診療等・オンライン診療等
- 医療扶助
- 電子処方箋管理サービス
- オンライン請求

オンライン資格確認

オンライン資格確認に関する情報について確認いただけます

利用開始・変更申請 こちらからオンライン資格確認の利用申請を実施いただけます。 詳細を表示	マスターアカウント情報ダウンロード こちらからオンライン資格確認のマスターアカウント情報がダウンロードいただけます。 詳細を表示	運用開始日登録 こちらからオンライン資格確認の運用開始日を登録いただけます。 詳細を表示
電子証明書発行申請 こちらから電子証明書発行の個別申請・申請照会を実施いただけます。 詳細を表示	補助金申請 こちらからオンライン資格確認等の補助金を申請いただけます。 詳細を表示	交付決定通知書ダウンロード こちらからオンライン資格確認の交付決定通知書がダウンロードいただけます。 詳細を表示

4-4

電子証明書の解説ページが表示されます。

内容をご一読いただき、サイト下部から電子証明書の発行申請を進めてください。

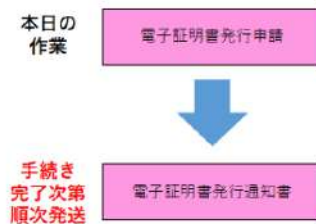
【電子証明書】解説ページ

更新者：管理者95 • 前 4 日前 • 閲覧数：30152 • ★★★★★☆

1 電子証明書発行申請の流れ

オンライン資格確認等システムで利用者がデータを安全に送受信するために電子証明書が
です。

電子証明書の発行申請は、以下の流れで行います。



【電子証明書】解説ページが表示
されますので、下にスクロールしま
す。

【発行申請前】にシステムベンダへご相談ください。

- ・導入時期について、システムベンダーと事前にご相談のうえ
電子証明書の発行申請をお願いします。
- ・申請後約5営業日※で電子証明書発行通知書が届きます。
※土・日・祝日・年末年始を除きます。

電子証明書を利用いただくには、オンライン資格確認の利用申請が必要
です。

オンライン資格確認の利用申請は、行いましたか。

はい 電子証明書の 申請画面へ進む	いいえ オンライン資格確認の 申請画面へ進む
--------------------------------	-------------------------------------

4-5

電子証明書の発行料(1,500 円)に同意して、次に進みます。

ホーム > 電子証明書発行申請業務ページ

● 電子証明書発行申請

電子証明書発行申請画面へ遷移します。

なお、電子証明書発行申請は1枚当たり発行料が1,500円がかかります。
上記同意の上、申請を行ってください。

同意する

同意しない

● 電子証明書申請状況照会

電子証明書申請状況照会画面へ遷移します。

照会する

4-6

証明書発行申請情報の入力を行います。

分類/都道府県コード/点数表/医療機関コード/医療機関名称/電話番号/メールアドレスは自動で入るので間違いはないか確認

- ① 担当部署/担当者名を入力する
 - ② 端末名称等に「オンライン資格確認パソコン」と入力する
- すべてを入力後、「次へ」をクリックする

証明書発行申請情報の入力画面（オンライン請求ネットワーク関連システム）

申請前にオンライン請求ネットワーク関連システム共通認証局運用規程（CP/CPS）をご確認ください。

[オンライン請求ネットワーク関連システム共通認証局運用規程（CP/CPS）のPDFを開く](#)

証明書発行申請情報をすべて入力してください。

分類	2 保険医療機関（歯科）
都道府県コード	14 神奈川県 Kanagawa
点数表	3 医療機関（歯科）
医療機関コード	
医療機関(薬局)名称	
① 担当部署/担当者名	
電話番号	
メールアドレス	
② 端末名称等	

① 担当者様のお名前の入力
(こちらに入力いただいたお名前が、郵便物の宛名になります)

② 「オンライン資格確認パソコン」と入力

次へ

発行等申請の方法については、手引きをご確認ください。

[電子証明書の発行等申請の手引きのPDFを開く](#)

※電子証明書は、電子証明書をインストールする端末1台に1枚必要です。
端末を複数台利用する場合には、利用台数分の電子証明書を申請ください。
※電子証明書発行通知書は保険医療機関等に記載の所在地に郵送します。
端末名称等とは、端末にどの電子証明書をインストールしたか、利用者において判別するための任意名称です。
(例：オンライン請求パソコン/オンライン資格確認パソコン 等)を入力してください。
なお、端末名称等は、ラベル等に記載し、対象となる端末に貼り付けるなど、
電子証明書をインストールした端末が特定できるよう管理願います。

4-7

電子証明書の発行の画面が出るので「OK」をクリックする

ca90.managedpki.ne.jp の内容

現在の申請件数は 1件（発行済み含む）です。

電子証明書は発行時点で、1件につき1,500円（税込）の発行料が発生します。

OK

4-8

入力内容を確認し、「申請」する

証明書発行申請情報の確認画面（オンライン請求ネットワーク関連システム）

以下の内容で証明書発行申請を送信します。
よろしければ「申請」ボタンをクリックしてください。
内容に誤りがあれば、「戻る」ボタンをクリックしてください。

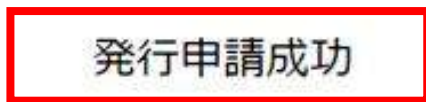
分類	2.保険医療機関（歯科）
都道府県コード	13.東京都.tokyo
点数表	3.医療機関（歯科）
医療機関コード	
医療機関(薬局)名称	
担当部署/担当者名	
電話番号	
メールアドレス	
臨床名称等	

- ・電子証明書の発行料は、電子証明書の申請後、申請が承認された時点（電子証明書発行日）で発生します。発行に係る費用は、「オンライン請求ネットワーク関連システム共通認証局運用規程（CPI/CPS）」をご確認ください。
- ・電子証明書発行料 1枚あたり 1,800円
- ・電子証明書のダウンロードには、オンライン請求ネットワークに接続設定をする必要があります。未設定の場合は、システムベンダ等にご確認の上、設定ください。



4-9

発行申請成功の画面が出たら申請終了になるのでブラウザを閉じ、終了です申請後、入力したメールに申請完了のメールが届きます。



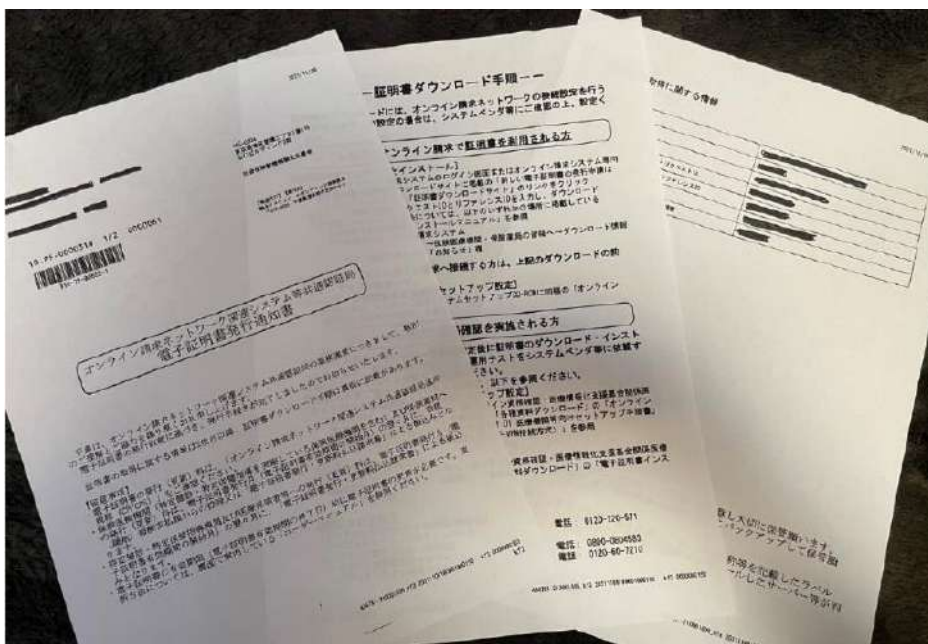
証明書発行申請を送信しました。
ブラウザの閉じるボタン（×ボタン）で終了してください。

申請が終了したらブラウザを閉じる



約1週間後に、社会保険支払基金から書留で「電子証明書発行通知書」が届きます。書類紛失の場合は、再発行が必要です。

↓電子証明書発行通知書中身のサンプルです。



電子証明書が到着したら、[こちら](#) または、下記 QR コードを読み取り、
「電子証明書到着の連絡」をお願いいたします。

